

知事許可漁業の許可の基準

(趣旨)

第1条 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」としづ。)第58条において読み替えて準用する法第42条第5項及び石川県漁業調整規則(令和2年石川県規則第42号)第11条第7項に規定する許可の基準については、この告示の定めるところによる。

(許可の基準)

第2条 漁業の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)をすべき船舶等及び漁業者の数が法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により告示した許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数を超える場合には、次に掲げる順序に従い、許可等をする者を定めるものとする。

- (1) 許可等を受けている者で、当該許可等の有効期間の満了に伴い、同一の内容で許可等を受けようとする者
- (2) 過去に当該許可等を受けたことがある者
- (3) 当該漁業の許可を受けている漁業者の従業者であって、新たに自己の名において当該許可等を受けようとするもの
- (4) 1年に90日以上漁業を営む者

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。